

**改正**

平成14年3月25日要綱第3号

平成19年3月30日告示第25号

平成19年9月12日告示第63号

令和6年4月22日告示第29号

知名町身体障害者（児）等バス無料乗車補助事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、身体障害者（児）等に対しバス無料乗車補助を行うことにより身体障害者（児）等の社会活動への参加と福祉の向上を図ることを目的とする。

(資格)

**第2条** 身体障害者（児）等バス無料乗車補助を受けることができるものは、本町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者手帳1級から3級までの交付を受けている者又は身体障害者手帳第1種の交付を受けている者の介護者
- (2) 療育手帳Aの交付を受けている者又はその介護者
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者の介護者

2 前項の補助を受ける者は、知名町身体障害者（児）等バス運賃割引証交付申請書の提出があった日から始まり、権利が消滅した日をもって終わるものとする。

(利用区間)

**第3条** 前条の利用区間は、沖永良部バス企業団の定期運行する全路線とする。

(申請及び交付決定)

**第4条** 無料乗車券の交付を受けようとする者は、別に定める様式により、町長に申請書を提出しなければならない。

3 町長は前項の申請があったときは、これを審査の上別に定める身体障害者等一般乗合旅客自動車無料乗車券を交付するものとする。

(届出の義務)

**第5条** 第2条の規定による資格者が死亡又は他町村へ転出するときは、本人又はその扶養義務者、若しくは、同居人において直ちに町長に届出なければならない。

(不正使用)

**第6条** 無料乗車券に記名の本人以外の者が使用した時は町長は回収し、発行停止することができるものとする。

(経費の負担)

**第7条** この要綱に伴う沖永良部バス企業団への負担金については、利用人員に基づいて補助するものとする。

**附 則**

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

知名町身体障害者（児）等バス運賃  
割引証交付申請書

年 月 日

知名町長 様

申請者住所  
氏 名  
資格者との続柄

下記のとおり、知名町身体障害者（児）等バス運賃割引証を交付くださるよう申請します。

記

資格者	住 所	知名町大字				
	氏 名		男 女	生 年 月 日	大・昭・平・令 年 月 日	
	身体障害者 手 帳	鹿 児 島 県 第 号	障害の 程 度	種 級	交 付 年 月 日	昭・平・令 年 月 日
	精神障害者 保健福祉手帳	鹿 児 島 県 第 号	障害の 程 度	級		昭・平・令 年 月 日
	療 育 手 帳	鹿 児 島 県 第 号	障害の 程 度			昭・平・令 年 月 日
	被介護者氏名					

決 裁	課 長	課 補	長 佐	係 長	係